

## 議案第7号

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第25号）及び木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年木津川市条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）」が令和7年12月25日に公布されたこと及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）」が令和8年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
第1条 木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u></p> <p>第13条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項</u></p>	<p>第13条 <u>削除</u></p>

に規定する犯罪事実確認をいう。)その他  
他の必要な措置を講じなければなら  
ない。

(木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年木津川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条— <u>第5条</u> )	第1章 総則(第1条— <u>第4条</u> )
第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
第1節 通則( <u>第6条—第19条</u> )	第1節 通則( <u>第5条—第19条</u> )
第2節～第4節 (略)	第2節～第4節 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)
附則	附則
第4条 (略)	第4条 (略)
	<u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u>
	<u>第1節 通則</u>
第5条 (略)	第5条 (略)
<u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u>	
<u>第1節 通則</u>	
第6条 (略)	第6条 (略)
<u>(乳児等通園支援事業所の職員)の一般</u>	<u>(乳児等通園支援事業者の職員)の一般</u>

的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置

的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

に関する法律（令和6年法律第69号）  
第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）  
を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6） 利用定員

（7） 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

（8）～（11）（略）

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業所の職員

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

（7） 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

（8）～（11）（略）

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業者の職員

は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備及び職員の基準の特例）

は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第22条の2 子ども・子育て支援法第3

0条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びそ

の乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びそ

の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条中第13条の2の改正は、令和8年12月25日から施行する。